

答 申 第 7 2 号
平成25年2月15日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第1項第2号
に基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項及び第10条第1項第2号の規定に基づき、平成25年1月18日付佐市市生戸第17号により諮問がありました戸籍副本データ管理システムによる電子計算機処理の開始及び通信回線による電子計算機処理の結合については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。